第十条中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第十五条中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第二十八条第四項中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に改める。

附則第二項中「平成三十九年度」を「令和九年度」に改める。

（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十八条　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち住民基本台帳法第四章の二の次に一章を加える改正規定（同法第三十条の四十四の二（見出しを含む。）及び第三十条の四十四の十一に係る部分に限る。）中「総務省」を「デジタル庁」に改める。

（戸籍法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十九条　戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十一条の二第一項の改正規定中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（内閣法の一部改正）

第五十条　内閣法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第十七条第二項第一号」を「次条第二項第一号」に改める。

第十六条を削る。

第十七条第二項第一号中「第二十二条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第二項中「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」を「及び内閣危機管理監」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第二項中「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」を「及び内閣危機管理監」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条第二項中「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」を「及び内閣危機管理監」に改め、同条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第五項中「第二十一条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

（内閣法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　前条の規定による改正前の内閣法第十六条第一項に規定する内閣情報通信政策監であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（国家安全保障会議設置法の一部改正）

第五十二条　国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十二条第三項」を「第二十一条第三項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第五十三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の二を削る。

第五条第二項中「並びに」を「並びにデジタル庁及び」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第二項中「他省」を「デジタル庁又は他省」に改める。

附則第二条の三中「国家行政組織法」を「デジタル庁」に、「復興庁及び国家行政組織法」を「デジタル庁、復興庁」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第五十四条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

附則第三条第一項の表を次のように改める。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）	第二十一条	及びデジタル庁及び復興庁、デジタル庁及び各省、復興庁及び各省
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百四十五条	国家行政組織法復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法
	第二百四十五条の四第一項	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
国家公務員法	第十九条第二項及び第四項、第二十五条第一項並びに第六十一条の七第一項	デジタル庁
	第五十五条第一項及び第六十一条の八第一項	及びデジタル庁
国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）	第六条の二第五項	若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	第三十二条第一項	及びデジタル庁、デジタル庁
国家行政組織法	第一条及び第二条	及びデジタル庁
国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）	第二条第四号	及びデジタル庁及び各省

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）	第二十一条	及びデジタル庁及び復興庁、デジタル庁及び各省、復興庁及び各省
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百四十五条	国家行政組織法復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法
	第二百四十五条の四第一項	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
国家公務員法	第十九条第二項及び第四項、第二十五条第一項並びに第六十一条の七第一項	デジタル庁、復興庁
	第五十五条第一項及び第六十一条の八第一項	及びデジタル庁及び復興庁
国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）	第六条の二第五項	若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	第三十二条第一項	及びデジタル庁及び復興庁、デジタル庁、デジタル庁及び復興庁
国家行政組織法	第一条及び第二条	及びデジタル庁及び復興庁、デジタル庁及び復興庁
国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）	第二条第四号	及びデジタル庁及び復興庁、デジタル庁及び復興庁及び各省